

小児・AYA世代のがん患者の妊孕性温存への支援を求める意見書

小児・AYA（思春期及び若年成人）世代のがんは、多様ながん種を含むことや、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められる。

そのような中、がん治療の過程において、妊娠する力である妊孕性が失われたり、低下したりする可能性が指摘されており、がん治療に際し、将来に備えて生殖機能を温存する妊孕性温存治療が注目されている。

一般社団法人日本癌治療学会が平成29年に作成した「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」には、原則40歳未満で治療を開始したがん患者に対し、がん治療医が、妊孕性に係る情報提供や、生殖医療を専門とする医師の紹介、患者の意思決定の補助を行う必要性について記載されており、患者の状況に応じた治療法などについても定められている。

しかしながら、生殖医療は保険診療の対象となっていないため、がん患者が妊孕性温存治療を受ける場合には大きな経済的負担がかかる状況にある。

また、当地域においては、愛知県がん生殖ネットワークが立ち上がるなど、がん医療と生殖医療の連携などに取り組む体制が整いつつあるが、がん患者に対する情報提供・相談支援はいまだ十分とは言えない現状があり、その対策は急務である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、小児・AYA世代のがん患者を支援するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 妊孕性温存治療に要する費用の助成制度の創設など経済的支援を実施すること。
- 2 妊孕性の温存に係る情報提供や相談支援が適切に行われるよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）